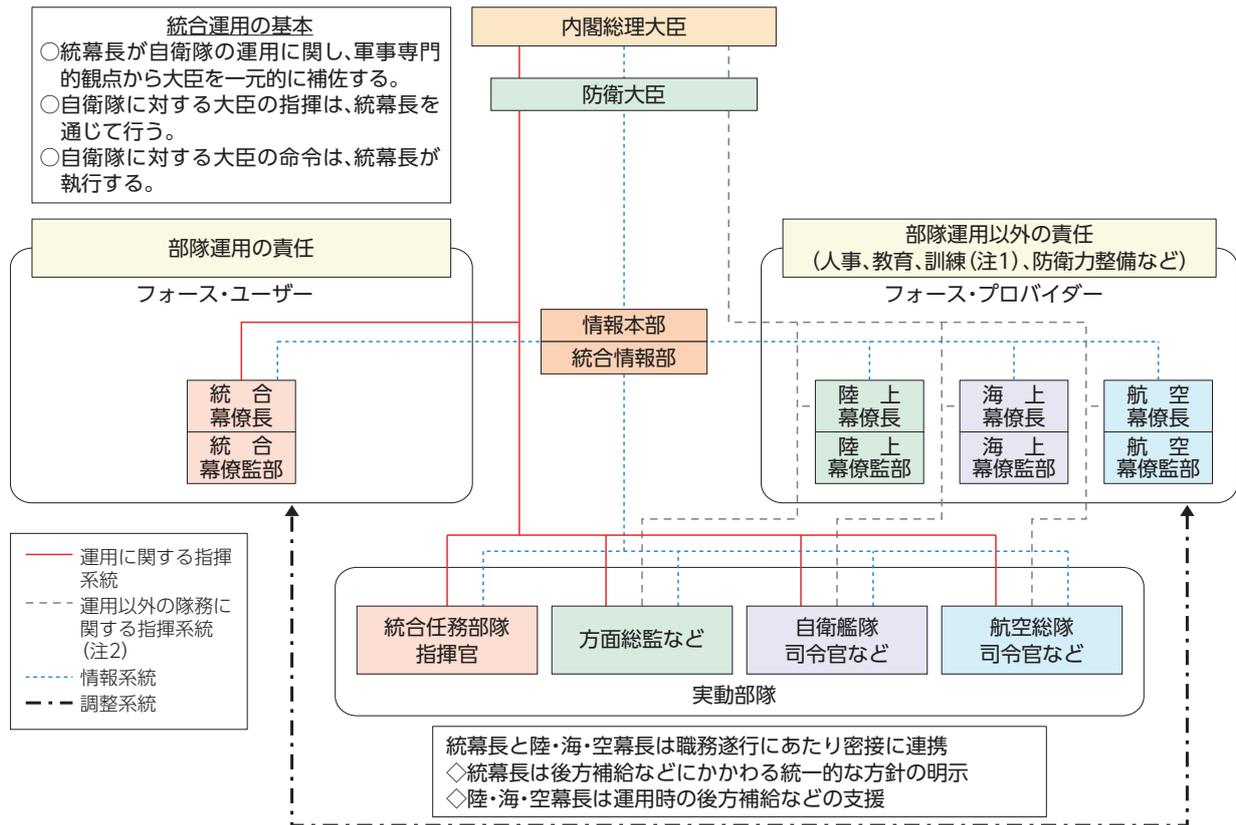


図表Ⅱ-4-1-3 自衛隊の運用体制および統幕長と陸・海・空幕僚長の役割



(注1) 統合訓練は統幕長の責任

(注2) 「統合任務部隊」に関する運用以外の隊務に対する大臣の指揮監督について幕僚長が行う職務に関しては、大臣の定めるところによる。

## 第2節 防衛省改革の背景・経緯

### 1 改革の背景・経緯

防衛省・自衛隊の不祥事の頻発を受け、07(平成19)年に「防衛省改革会議」が官邸に設置され、08(同20)年に報告書がとりまとめられた。防衛省では、この報告書において示された基本的方向に従い、規則遵守の徹底や全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立などに取り組むとともに、09(同21)年には防衛大臣を補佐する体制を強化し、文民統制の徹底を図るため、防衛会議の法律上の新設や、防衛参事官制度の廃止、防衛大臣補佐官(現在の防衛大臣政策参与)の新設などを行った。さらに、同年8月の平成22年度概算要求には、防衛省の中央組織における防衛力整

備部門の内部部局への一元化や運用部門の統幕への一元化などを内容とする組織改編案を盛り込んだ。しかし、同年9月の民主党への政権交代により、防衛省改革については、民主党政権としての視点で検討を見直すこととされ、同年10月の平成22年度概算要求では、要求は見送られた。

その後、12(同24)年12月の自由民主党・公明党へのさらなる政権交代を受け、防衛省改革の検討を加速させるべく、13(同25)年2月、「防衛省改革に関する防衛大臣指示」を発出するとともに、防衛副大臣を委員長とする「防衛省改革検討委員会」(委員会)を設置した。

### 2 防衛省改革の方向性

#### 1 検討経過

13(平成25)年8月、第7回委員会において「防

衛省改革の方向性」を取りまとめ、防衛会議に報告・公表した。

参照 資料33(防衛省改革の方向性)

## 2 改革の基本的考え方と方向性

わが国を取り巻く安全保障環境の一層の深刻化、東日本大震災などを通じた部隊運用にかかる教訓事項などの認識、国家安全保障会議の設置などの政策的環境の変化といった状況の変化を踏まえつつ、これまでの検討事項も十分考慮し、抜本的な改革を実施することとされた。

### (1) 文官と自衛官の垣根を取り払う

文官と自衛官の一体感を醸成するため、内部部局に自衛官ポストを、各幕僚監部・主要部隊などに新たな文官ポストを、それぞれ定員化する。

### (2) 部分最適化から全体最適化へ（防衛力整備）

陸・海・空自衛隊の縦割りの個別最適による防衛力整備を排し、全体最適化された防衛力整備がなされるよう、統合運用を踏まえた防衛力整備の業務フローを確立する。あわせて、装備品などの

ライフサイクルの一貫した管理により、装備取得の効率化および最適化を図り、防衛力の全体最適化に寄与する組織の改編を行う。

### (3) 的確な意思決定をより迅速に（統合運用）

自衛隊の運用に関する意思決定について、的確性を確保したうえで、より迅速なものとなるよう、実際の部隊運用に関する業務を統合幕僚監部に一元化すべく、組織の見直しなどを実施する。

### (4) 政策立案・情報発信機能のさらなる強化へ

国際関係業務の飛躍的増大や国家安全保障会議設立に対応した政策立案機能を強化する。あわせて、情報発信機能強化も実施する。

内部部局・各幕僚監部が車の両輪として防衛大臣を補佐する一方、着実かつ段階的な改革により、業務の停滞や混乱を避け、文官・自衛官双方の意識改革を図り、一連の改革を真に実効的なものとして定着させることが重要としている。

## 第3節 防衛省改革の具体的取組

### 1 昨年度の主な取組

平成26年度においては、防衛省設置法を改正し内部部局における自衛官ポストを計40名定員化するとともに、統合幕僚監部や各自衛隊の主要部隊に新たな文官ポストを定員化した。

また、多様化する安全保障上の課題や飛躍的に増大している国際関係業務に対応するため、国際関係業務などを総括整理する防衛審議官を新設した。

### 2 27年度の主な取組<sup>1</sup>

#### 1 統合運用機能の強化

実際の部隊運用に関する業務を統合幕僚監部に一元化することに伴い、運用企画局を廃止するとともに、同局の機能のうち、運用に関する法令の企画・立案機能などは、防衛政策局に移管する。

統合幕僚監部は、従来は内部部局が行っていた国会答弁を含む対外説明や関係省庁との連絡調整といった業務を担うこととなる。これらの業務に

ついては、統幕副長級の文官ポストである運用政策総括官（仮称）を新設し、政府参考人としての国会答弁や、実際の部隊運用に関して、政策的見地からの統幕長の補佐を行う。また、運用政策総括官（仮称）を補佐するため、部課長級の文官ポストを新設し、その下に所要の人員を配置することとしている。

<sup>1</sup> これらの取組を盛り込んだ「防衛省設置法等の一部を改正する法律」が15（平成27）年6月10日に成立した。